沼津市立病院売店等運営事業者選定に係るプロポーザル 参加要領

1 目的・趣旨

当院では、患者、家族、お見舞いの方、病院職員等の利便性と快適性向上を目的 として売店等の充実を図るため運営事業者の選定を行う。

業務の実施に当たっては、取扱商品や販売スペースだけではなく、患者、家族、お見舞いの方用及び病院職員用のイートインスペース、中庭も含めた総合的なスペースの利活用及び入院時必需品レンタルサービス等の各種サービスの充実による、院内利便性の最大化を実現するような提案を求める。また、健常者だけではなく、身体の不自由な方にも配慮した売店運営のノウハウを持った運営事業者の専門的な知識が必要となるため、プロポーザル方式(※)により契約候補者を選定する。

この要領は、「沼津市立病院売店等運営事業者選定に係るプロポーザル」の実施 及び参加方法について、必要な事項を定めるものである。

※ 最も優れた提案をした者を本要領に従い契約候補者として選定し、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号による随意契約を締結するものである。

2 業務の概要

- (1) 業務名 沼津市立病院売店等運営事業者選定
- (2) 業務内容 別添 「沼津市立病院売店等運営事業者選定公募仕様書(以下「公募仕様書」という。)」のとおり
- (3) 貸付場所 沼津市立病院 1階の一部(面積:253.51㎡)利活用の提案を求めるスペース:中庭面積(全体)379㎡平面図(公募仕様書図1)のとおり
- (4) 貸付料 別添「公募仕様書」のとおり
- (5) 履行期間 今和4年4月1日から令和9年3月31日まで

3 問い合わせ・書類提出先

沼津市立病院 病院管理課(〒410-0302 静岡県沼津市東椎路字春ノ木 550番地) 担当 企画係 齋藤・遠藤

電話 055-924-5100 E-mail byoin-so@city.numazu.lg.jp

4 参加資格要件

次の各号のいずれかに該当する者は、本プロポーザルに参加する資格を有しない。 また、コンソーシアムで提案する場合、(1)から(5)までの要件についてはそのいず れもに、(6)の要件については代表となる法人のみに適用する。

なお、契約候補者の決定後契約締結までの間においても、以下の項目に該当した 場合は契約候補者の決定を取り消すことがある。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第 167条の4の規定に該当する者
- (2) 会社更生法(平成14年法律第 154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(更生開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第 225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)
- (3) 沼津市暴力団排除条例(平成24年条例第22号)第2条第1号に規定する暴力団、 同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者
- (4) 沼津市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者
- (5) 国税及び沼津市税の滞納がある者
- (6) 過去5年以内に300床以上の規模の病院(官民不問)において、売店運営事業を履行した実績を有しないもの。

5 契約候補者選定スケジュール

No	内容	期間
1	募集開始	令和3年10月27日(水) ホームページ掲載
2	質問受付	令和3年10月28日(木)~11月12日(金)17時 までに電子メールにて
3	現地説明会参加申込期間	令和3年11月4日(木)17時までに電子メールにて
4	現地説明会	令和3年11月5日(金)15時から
5	質問回答	令和3年11月19日(金)17時までにホームページ に掲載
6	プロポーザル参加申込期間	令和3年11月26日(金)17時まで(必着)
7	プロポーザル参加承認及び 選考会当日案内の通知	令和3年12月1日(水)17時までに電子メールにて
8	企画提案書等の提出 参加承認日~令和3年12月10日(金)17時まで 必着)	
9	選考会	令和3年12月15日(水)
1 0	選定結果の通知	令和3年12月下旬予定
1 1	契約締結	令和4年3月中

6 質問受付・回答

(1) 質問方法

本業務の内容等についての質問は、質問受付期間中に質問票により電子メールにて提出する。会社名、担当者名、電子メールアドレス、電話番号を記載すること。また、メール送信後、質問を送付した旨の連絡を電話にて伝えること。

質問提出先は「3 問い合わせ・書類提出先」のとおり。

なお、プロポーザル実施手順等についての質問は随時電話等で受け付ける。

(2) 回答方法

業務の内容等に関する質問については、質問者匿名にて当院ホームページ上で 回答を掲載する。

7 現地説明会について

現地説明を希望する事業者に対して、説明会を以下とおり実施する。

- (1) 実施日 令和3年11月5日(金)15時から
- (2) 実施場所 院内売店施設及び中庭

- (3) 集合場所 夜間出入口守衛室前
- (4) 参加人数

感染症対策のため、1事業者につきワクチン接種を2回受けた者2名を上限とし、体調不良等の場合は参加を見合わせること。

- (5) 申込期限 令和3年11月4日(木) 17時
- (6) 申込方法

希望者は、申込期限までに電子メールにて「3 問い合わせ・書類提出先」に「現地説明会参加申込書」様式1を提出すること。

- (7) 持ち物 参加要領、平面図
- (8) その他

現地説明会への参加は必須ではないが、不参加による不知不明を理由として不 服申し立ては一切認めない。

8 プロポーザルへの参加申込

次に掲げる書類をプロポーザル参加申込の期間中に「3 問い合わせ・書類提出 先」へ提出(郵送可)すること。ただし、沼津市入札参加資格者名簿に登録されて いる事業者は、(4)、(5)は不要である(以下同じ)。また、コンソーシアムで提案す る場合は、(3)から(5)までについては構成する全ての事業者のものを提出し、(6)及び (7)についても提出すること。

なお、参加申込後、参加を取りやめる場合は企画提案書等の提出期限までに「参加 辞退届」様式2を提出すること。辞退しても今後不利な扱いを受けることはない。

- (1) 参加申込書 1部 様式3
- (2) 同種業務実績表 1部 様式4 記載した業務のうち一つは内容が確認できる資料(仕様書等の写し)を添付
- (3) 会社概要 1部 (様式は任意だが1種類とする。パンフレット等でも可。)
- (4) 暴力団又は暴力団員等でないこと等に関する表明・確約書 1部 様式5
- (5) 財務諸表 1部(直近過去2年度分の「貸借対照表」、「損益計算書」)
- (6) 共同事業体構成表 1部 様式6
- (7) 共同事業体委任状 1部 様式7

※コンソーシアムで提案する場合

複数事業者で共同提案するときは、全体の意思決定、運営管理等に責任をもつ共同提案の代表者を決め、その者が提案書の提出を行うこと。また、代表者は「共同事業体構成表」様式6を提出すること。

代表者にならない構成事業者は、代表者に対し、「沼津市立病院売店運営事業者選定」に関する応募及び契約締結等当業務の施行に係る一切の権限を委任している旨が記載されている「共同事業体委任状」様式7を提出すること。(よって、契約締結の相手方は代表構成団体となる。)

9 プロポーザルへの参加承認及び選考会当日案内の通知

参加申込書類の確認後、プロポーザル参加の認否を電子メールにて通知する。参加を承認した事業者には選考会の当日案内も併せて通知する。

なお、申込書類を提出したにもかかわらずプロポーザル参加承認の通知期限までに認否の連絡がない場合は、通知期限日の17時までに「3 問い合わせ・書類提出 先」へ電話で問い合わせること。

また、参加不承認の場合は、当院にその理由の説明を求めることができる。

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

以下の書類を企画提案書等の提出期間中に「3 問い合わせ・書類提出先」 へ提出(郵送可)する。

- ① 企画提案書提出届 (様式8) ※裏面に提案の概要を記載すること
- ② 企画提案書(様式自由。ただし、次のアからオまでは必須記載事項。)
 - ア 店舗の運営方針・実施計画
 - イ 店舗レイアウト・デザイン (平面図・パース図等で視覚的に確認できる もの)
 - ウ 取扱商品・サービスの内容(主な販売商品・商品構成割合・参考価格、 取扱いサービス
 - エ 貸付料 (売店のその月の売上金額に乗じる貸付料率:ただし5%を下限とする)
 - オ 自由提案(中庭スペースの利活用等)

- ③ 実施体制調書(様式9)
- (2) 企画提案書等の規格(不備がある場合は、一切受け付けない。) 企画提案書等の提出書類は以下の点に注意し作成すること。
 - ① 別添公募仕様書を参考に作成すること
 - ② 「(1) 提出書類」のうち、②及び③については参加承認通知に記載した各参加者へ割り振ったアルファベットを各書類の1ページ目の右上に挿入すること。
 - ③ 「(1) 提出書類」は、日本工業規格A4で作成する。このうち、②及び③ については左綴じしたものを1部とし、これを7部提出する。A4以外のサイズを用いる場合はA4サイズに折りたたむこと。
- (3) その他、注意事項
 - ① 企画提案書は実施体制調書、店舗デザイン・レイアウトを除き10ページ以内で作成すること(両面印刷の場合は2ページで1ページ換算とする)。
 - ② 見やすいもの、分かりやすいものとすること。具体的に説明し、手順等を 簡単なフローなどで示すこと。
 - ③ 本要領に示す業務の目的・趣旨を達成するため、可能な限りの提案をすること。また、本件の運営事業者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、業務概要に示す当院の要求事項にとらわれず、参加事業者の専門性を生かした指摘や提案に努めること。
 - ④ 提出後の提案内容の修正は一切認めない。

11 提案する内容

別添公募仕様書に従い提案を行うこと。

12 選考

(1) 選考方法

企画提案書等提出書類を基に、「沼津市立病院売店等運営事業者選定委員会」において総合的に評価を行い、運営事業者を選定する。ただし、合計点数が60点を超える者がいなかった場合は、運営事業者を選定しない。

なお、評価点が最も上位の者が何らかの事由により事業の運営をすることが 困難になった場合 は、次に評価点が高い者から順に協議を行う。

- (2) プレゼンテーション
 - ① 開催日 令和 3 年 1 2 月 1 5 日 (水) オンライン
 - ② 開催方法等
 - ・発表時間等は1参加者につきプレゼンテーション 20 分以内、質疑応答10分 以内を予定している。
 - ・時間及び当日の注意事項等は参加承認の通知と併せて通知する。
 - ・参加者は、選考会3営業日前までに接続先URLを「3 問い合わせ・書類提出先」に通知すること。
- (3) 評価項目

別表「評価項目」のとおり。

13 選考結果の通知

選定後、速やかにホームページ上及び電子メールにて結果を公表通知する。

なお、参加者自身の評価については、契約締結後、当院にその理由の説明を求めることができる。

14 失格要件

次の各号のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等の提出期間中に提出しなかったとき
- (2) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (4) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと当院が認めたとき

15 契約

当院は契約候補者と協議し、契約を締結するものとする。ただし、選定された運営事業者が次に掲げる場合に該当することになった場合は、契約を締結しない。

なお、この場合は次順位の者と協議するものとする。

- (1) 「4 参加資格要件」の各号のいずれかに該当したとき
- (2) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (3) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があったと当院が認めたとき

16 運営事業者選定後

運営事業者は、当院との協議のもと、速やかに実施計画書(実施体制、連絡体制、 工程など)を作成し、当院の承認を得ること。

17 提出書類の取扱い

- (1) 提出書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、当院が本件の報告、説明、公表等のために必要な場合は提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (2) 本案件に係る情報公開請求があった場合、提案内容やノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、沼津市情報公開条例(平成12年条例第37号)に基づき、提出書類を公開する場合があるものとする。
- (3) 提出書類は一切返却しない。

18 その他

- (1) 本件に係る契約締結までに要する費用は、原則全て参加者の負担とする。
- (2) 施設の根管に関わる改修については、双方協議の上決定する。
- (3) 提出書類における記名は、すべて契約の権限を有する代表者のものとする。

別表 評価項目

区分					
評価項目		評価基準	配点		
1	店舗の運営方針・実施計画	・運営方針、営業時間、人員配置・安全管理、衛生管理、廃棄物処理・従業員の教育体制、要望や苦情への対応・災害・非常時等の対応	2 5		
2	店舗等のレイア ウト・デザイン	店舗、患者・職員用イートインスペース等のレイア ウト、デザイン	2 0		
3	取扱商品・サー ビスの内容	・取り扱う商品の種類、構成割合、品質、金額 ・取り扱うサービスの種類、内容、金額	2 5		
4	貸付料	売店のその月の売上金額に乗じる貸付料率 (5%を下限とした提案を求めるものとし、最高料率 を10点、最低料率を1点として、その間の者は変化 率で配点する。)	1 0		
5	自由提案	その他仕様に定めるサービス以外で利用者の利便性 向上のために事業者の自由提案により実施するサービスの評価	1 0		
		中庭スペースの利活用 (利用者の利便性と安全性に 配慮した提案となっているか)	1 0		
合 計 (評価点)					

- ・ただし、合計点数が60点を超えるものがいなかった場合は運営事業者を選定しない。
- ・1、2、3及び5については選定委員が各項目について5段階で採点する。
- ・4 については、選定委員による評価ではなく、基準上の自動配点とする。